

平成 22 年 11 月 24 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
 東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号
 森ヒルズリート投資法人
 代表者名 執行役員 森 寛
 (コード番号：3234)

資産運用会社名
 森ビル・インベストメントマネジメント株式会社
 代表者名 代表取締役社長 礒 部 英 之
 問合せ先 総務部 部長 清 水 隆 広
 TEL. 03-6406-9300(代表)

資産運用会社の社内規程（利害関係取引規程）の変更に関するお知らせ

森ヒルズリート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）の資産運用会社である森ビル・インベストメントマネジメント株式会社（以下「当社」といいます。）は、平成 22 年 11 月 24 日、下記の通り社内規程である利害関係取引規程の変更を決定致しましたので、お知らせ致します。

記

1. 利害関係取引規程変更の概要

利害関係取引規程に定める「利害関係者から不動産等を取得する場合の取得上限価額」に係る条項（第 7 条第 1 項）について、取得上限価額を「鑑定評価額（但し、合理的な理由がある場合は鑑定評価額の 110%）」から「鑑定評価額」に変更するものです。

2. 利害関係取引規程の変更箇所

変更前	変更後
第 7 条（不動産等の取得） 利害関係者から不動産等を取得する場合、その取得価額は、利害関係者でない不動産鑑定士（法人を含むものとする。以下同様とする。）による鑑定評価額を超えないものとする。但し、当社が算定する投資価値が鑑定評価額を上回ることに合理的な理由がある場合には、鑑定評価額の 110% を上限として取得することができるものとする。（後略）	第 7 条（不動産等の取得） 利害関係者から不動産等を取得する場合、その取得価額は、利害関係者でない不動産鑑定士（法人を含むものとする。以下同様とする。）による鑑定評価額を超えないものとする。（後略）

以上

※本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

※本投資法人のホームページアドレス：<http://www.mori-hills-reit.co.jp/>